

教保体第1362-2号
令和4年12月1日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和4年11月25日）を受けて、令和4年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

当該事務連絡は、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等をまとめた通知になっており、飲食の場面における感染対策の項目においては、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能」とされています。また、マスク着用の考え方については、「マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う」とされています。

つきましては、当該事務連絡及び令和4年8月29日付け教義指第601号「夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）」等を踏まえ、適切な感染症対策を実施いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年4月6日付け教義指第41号「新年度における市町村立学校の対応について（通知）」は、廃止します。

また、市町立幼稚園におきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校 安全 担当
電 話 048-830-6963

【体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること】

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6748

【教職員のワクチン接種に関すること】

担 当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当
電 話 048-830-6971

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（２）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（５）１）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

3. その他

- ・ 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- ・ マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いいたします。

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

【関連資料】

- ・ [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和４年１１月２５日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和４年１１月２５日）（新旧対照表）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和４年１０月１９日付け事務連絡）](#)
- ・ [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和４年１１月１４日付け事務連絡）](#)
- ・ [今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和４年１１月２１日付け事務連絡）](#)
- ・ [オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和４年１１月１８日付け事務連絡）](#)
- ・ [教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和４年１１月１０日付け事務連絡）](#)



各市町村教育委員会教育長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県では、オミクロン株B A. 5系統を中心とする感染が高止まりしている状況となっており、令和4年8月4日に発出した「B A. 5対策強化宣言」の期間を、9月30日まで延長することとしました。

また、令和4年8月26日に埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議を踏まえ、新型コロナウイルス対策本部会議において「夏季休業終了後の県立学校の対応」[資料1](#)を決定したところです。

市町村教育委員会におかれましては、本通知及び令和4年8月5日付け教保体第821－2号「『B A. 5対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」[資料2](#)を踏まえ、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

2 感染拡大防止への対応について

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

ア 体調不良者等の自宅療養、日々の健康観察を徹底すること。

（体調不良者等を適切に把握し、家庭と連携を図ること。）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

ウ 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底を図ること。

(2) 活動場所の換気（エアロゾル対策）の徹底・強化

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気の徹底が極めて重要であるとされているため、効果的な換気を徹底すること。

ア 常時換気の徹底

常時換気の際は、対角の窓や戸を10～20cm程開け、空気の流れを作るよう

にする。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

イ エアコン使用時も窓等を開けた常時換気

エアコンを使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、エアコン使用時であっても上記アのとおり換気を徹底すること。

ウ サーキュレータ等を活用した強制換気

できる限りサーキュレーターや扇風機を活用し、室内の空気を室外へ廃棄し、反対側から外気を取り入れる強制換気を実施すること。

(3) 陽性者発生時の迅速な対応・適切な初期対応

陽性者発生時の臨時休業や出席停止等の適切な措置を講じること。

なお、臨時休業等の措置については、令和4年8月29日付け教保体第912-2号「「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」

資料3を参考にすること。

3 授業等について

授業等は、基本的な感染防止対策、陽性者発生時の初期対応を徹底した上で実施すること。以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、特に感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 学級全体で一斉に行う音読や群読など、近距離で大きな発声を伴う活動を行う際も、感染防止対策を徹底すること。

4 やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

- (1) オンラインによる朝の会、健康観察、健康相談、教育相談など児童生徒と会話する機会を確保したり、zoomなどテレビ会議アプリケーションを活用した同時双方向型の学習指導を実施したりするなど、児童生徒等とコミュニケーションを絶やさず学びを止めない取組を実施すること。
- (2) オンラインによる学習指導においては、チャット機能等を活用して、教師が児童生徒に発言を求めたり、質問させたりするなど児童生徒が主体的に学習に取り組めるように工夫すること。
- (3) 日頃より、いつでも端末を活用した学習保障等ができるよう準備しておくことが重

要であることから、端末を毎日家庭に持ち帰らせるなどの取組を早急に検討し、実施すること。

- (4) 家庭における端末の使用について、児童生徒への適切な利活用の指導やルールを設定し、持ち帰りを安全・安心に行えるように、児童生徒と保護者に活用やルール等の共有をして速やかに実施すること。
- (5) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、家庭用モバイルルーターの貸し出しなど、これまでの取組の課題を検討しながら柔軟に対応すること。

5 学校行事について

- (1) 運動会・体育祭等の校内行事について
 - ア 3密（密閉、密集、密接）を避け、換気等の感染防止対策を徹底した上で、実施すること。
 - イ 実施にあたっては、練習や準備の段階から、内容や方法等を工夫し感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 公開する場合は、来校者等の健康観察を実施し、必要に応じて人数制限を行うなど、感染防止対策を徹底すること。また、昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。
- (2) 修学旅行等の校外行事について
 - ア 修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、適切に実施すること。
 - イ 実施にあたっては、実施前から日々の健康観察を徹底するなど、感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 陽性者等が発生した場合の対応等について、児童生徒及び保護者への事前説明を徹底し、理解を得ること。

6 部活動について

- (1) 感染リスク回避の工夫等の感染拡大防止対策を徹底すること。
 - ア 体調不良者等の参加禁止を徹底すること。
 - イ 感染リスクの高い活動場面の削減や時間短縮等、活動を工夫すること。
 - ウ 活動場所の換気（エアロゾル対策）、飛沫感染対策を徹底すること。
- (2) 陽性者が発生した際は、部活動停止など適切な措置を講じること。

陽性者発生時の公式大会等への参加等については、令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」[資料4](#)、令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」[資料5](#)及び令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」[資料6](#)を参考に適切に対応すること。

7 児童生徒・教職員のワクチン接種について

- (1) 教職員の接種の促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県

ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

ア 児童生徒及び保護者、教職員に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」[資料7](#)を参考に5歳から11歳に対する接種方針等の適切な情報提供に配慮すること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号[資料8](#)、教職員の勤務については、令和3年6月10日付け教小第153号[資料9](#)を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

8 児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアについて

夏季休業終了後も、コロナ禍における感染防止のための様々な行動の制約や感染への不安などから、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、心身へ更なる影響を及ぼすことが懸念される。

引き続き、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが肝要である。あわせて児童生徒・保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、これまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知（[資料10](#)・[資料11](#)）等を参考に、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

9 送付資料

【資料1】令和4年8月26日開催 埼玉県新型感染症専門家会議資料（抜粋）
「夏季休業終了後の県立学校の対応」

【資料2】令和4年8月5日付け教保体第821-2号「『BA.5対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」

【資料3】令和4年8月29日付け教保体第912-2号「「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」

【資料4】令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）
「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」

【資料5】令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」

- 【資料6】令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」
- 【資料7】令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」
- 【資料8】令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- 【資料9】令和3年6月10日付け教小第153号「職務に専念する義務の特例について（通知）」
- 【資料10】令和4年8月23日付け教生指第369号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和4年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」
- 【資料11】令和4年8月24日付け教生指第375号「児童生徒等の命に係る事件・事故の未然防止について（通知）」
- 【資料12】令和4年8月29日付け教高指第1286号「夏季休業終了後の県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

I C T活用に関すること

担 当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当

電 話 048-830-6625

生徒指導に関すること

担 当 県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6907

教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること

担 当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971